



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

暖・冷房システム（搬送部材（配管））

Heating and Cooling Systems/ Pipe and Matelial for Water,
Hot water, Refrigernt, Drain and Fuel

BLS HS/B-c-1:2006

2006年12月28日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビエツ**

目 次

優良住宅部品認定基準 暖・冷房システム(搬送部材(配管))

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
- (6. 寸法)

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

- 1.1 機能の確保
- 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - (1.3 耐久性の確保)
 - (1.4 環境に対する配慮(この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である))

(2 供給者の供給体制等に係る要求事項)

- (2.1 適切な品質管理の実施)
- (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)
- 2.3 適切な施工の担保
- 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

3 情報の提供に係る要求事項

- 3.1 基本性能に関する情報提供
 - (3.2 使用に関する情報提供)
 - (3.3 維持管理に関する情報提供)
 - (3.4 施工に関する情報提供)

III. 附則

優良住宅部品認定基準

暖・冷房システム(搬送部材(配管))

I. 総則

1. 適用範囲

暖房又は暖冷房をするシステムのうち、暖房用に循環又は給湯用に温水を供給する都市ガス又は液化石油ガスを燃料とした熱源機を対象とする。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準(総則)」「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム)」による、次による。

- a) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- b) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- c) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- d) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成

構成部品名		構成の別 ^{注)}					備考
		温水式 (給湯)	気式 (冷房)	温水式 (給湯) +電	吸収式 [*]	ヒート ポンプ式	
暖房用温水配管	配管	○	○	○			
	ヘッダー	△	△	△			
	温水コンセント	△	△	△			
	温水プラグ	△	△	△			
給湯用温水配管	配管	△	△				
	ヘッダー	△	△				
冷媒用配管	配管		○		○	△	
	ヘッダー		△		△	△	分岐ユニットを含む
凝縮水ドレン管	配管		○		○	△	
冷房用冷水配管	配管			○			
	ヘッダー			△			
灯油配管 ^{*2}	配管	△	△		△	△	
伸縮継ぎ手		△	△	△			変位吸収・防振継手を含む
弁類		○	○	○			
支持金物		○	○	○	○	○	
スリーブ		△	△	△	△	△	防火区画貫通用

*1. 吸収式の熱源機器は、ガス吸収式冷温水器

*2. 灯油配管は石油熱源機を使用の場合で、油タンクが石油熱源機に組み込まれている場合を除く。

注) 構成の別

●：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品)必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下のとおりとする。

- a) 取付け下地の確認
- b) 配管等の取付
- c) 熱源機、放熱器等との接続

(6. 寸法)

II. 要求事項

搬送部材(配管)の性能は、「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム)」による他、次による。

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 配管の保温
 - 1) 温水配管の保温
配管断熱材の放熱係数は、通常の使用状態の時の放熱係数が表示値の±10%以内であること。
- b) 配管の損失水頭
 - 1) 温水配管の損失水頭
温水配管の損失水頭は、標準使用時の温水水量の時、表示損失水頭の±10%以内であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 配管の水密・耐圧性
 - 1) 温水配管の耐圧性
配管は、通常の使用状態で、水漏れ及び異常がないこと。
 - 2) 温水コンセント用部材の水密性
温水コンセント本体およびプラグは、通常の使用状態で水漏れ異常がないこと。
 - 3) 分配器具の耐水圧
分配器具は、通常の使用状態で水漏れ異常がないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 荷重・外力
水、冷媒などの配管は、想定される各種の荷重、衝撃力、地震力、熱応力などにより、変形、脱落、破損、漏洩などが生じないように、材料の選択が適切で、支持・固定・変位吸収処理などの対策が講じられていること。
- b) 形状・加工状態
身体に触れる部分は鋭利な突起等がないこと。
- c) 操作性
 - 1) 温水コンセントと温水プラグの装着操作力
温水コンセント本体を温水プラグに装着する時の装着操作力は、通常の使用状態を想定

し適切な装着操作力であること。

2) 温水コンセントと温水プラグの脱着操作力

温水コンセントに装着された温水プラグは、通常の使用状態で温水プラグに係る異常な力で温水コンセントから容易に外れないこと。

3) 温水コンセントの閉止部の操作トルク

温水コンセントを開閉する場合の、閉止操作に必要な操作力は、通常の使用状態を考慮して大きすぎないこと。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

(1.3 耐久性の確保)

(1.4 環境に対する配慮)

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

(2.1 適切な品質管理の実施)

(2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 温水コンセントは、設置場所の建物や配管との取合いについて配慮されたものであること。
- b) 機器との配管接続口径は、「優良住宅部品認定基準（ガス給湯機）」の別添2「配管接続口径・接続位置」に対応できること

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

(3.2 使用に関する情報提供)

(3.3 維持管理に関する情報提供)

(3.4 施工に関する情報提供)

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（暖・冷房システム（搬送部材（配管））BLS HS/B-c-1:2013）は、2006年12月28日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（暖・冷房システム（搬送部材（配管））BLS HS/B-c-1:2005②）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準

暖・冷房システム(搬送部材(配管))の解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム(搬送部材(配管)))」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間(認定の有効期間内)は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

II 基準改正の概要

【2006年12月28日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
 - a) 認定基準の性能規定化
 - b) 認定基準の充実
 - c) 評価基準の制定

【2005年9月9日公表・2005年12月1日施行】

- (1) 施工方法の明確化等の変更【II 9.(2) 12.(1)、(2)、(3)】

【1999年12月10日公表・施行】

- (1) ユニット別基準の作成【「II 基礎基準」】
- (2) 性能試験方法や性能レベルを変更したもの